

人事異動・任命(部長級)
4月1日付けで発令。「」内は旧職。
人事異動
▽市民生活部長(健康福祉部長)白井秀樹
▽健康福祉部長(会計管理者)吉安範純
▽選挙管理委員会事務局長(兼)監査委員事務局長(水道局長)松良之

定年退職者
▽平野通洋(選挙管理委員会事務局長)

任命
▽都市経営戦略監(総務省自治財政局地方債課)瀬戸隆之
▽都市整備管理監(大阪府都市整備部事業管理室技術管理課)長田幸一

▽今西麻之(行財政管理監)▽篠崎太郎
(市民生活部長)▽山倉久弥(都市整備管理監)
問 人事課
TEL 06・6992・1408

予約制 持ち込みごみ
クリーンセンターにごみを持ち込む場合は予約が必要です。
当日の受け付けはできませんので、必ず2営業日前までに予約をしてください。

備 月曜日に持ち込まれる場合は、前週の木曜日までに要予約
持ち込みごみ予約ダイヤル
TEL 06・6991・5004

変更 事業系ごみの取り扱い
市では、事業活動に伴い排出される全ての一般廃棄物について、行政による定期収集は行っていません。市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するなど適正処理をお願いします。

問 クリーンセンター業務課
TEL 06・6991・6313

1月末現在
金額(円)

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	48,376,037,988
	支出額	47,243,757,691
特別会計 国民健康保険事業	収入額	16,203,151,030
	支出額	16,116,000,212
特別会計 後期高齢者 医療事業	収入額	1,473,977,946
	支出額	1,370,803,139
特別会計 公共用地 先行取得事業	収入額	0
	支出額	0
水道事業会計	収入額	2,190,010,371
	支出額	1,750,353,597
下水道事業会計	収入額	3,608,089,849
	支出額	2,602,827,682
資本の部	収入	160,124,001
	支出	1,066,585,827
収支差引額	収入	△ 893,071,499
	支出	△ 906,461,826

例月出納検査の結果

市の1月分例月出納検査は、2月26日に、高瀬久美子、久保篤彦、上田敦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

レッツくりあ 90
作 六倉 実結
守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。

「カラス被害に注意」の巻

ごみ置き場がカラスに荒らされている！
「カラス被害に注意」の巻

この時期のカラスは繁殖期で、攻撃的なんだよ。気をつけなさいね。

荒らされないように隙間なくネットをかけよう。

消防協力者表彰
市内で発生した火災で建物内に残り残された男性(87歳)を確認した片岡準一氏が建物内に入り廊下で男性を発見し、建物外に搬送しました。
この迅速かつ的確な人命救助活動に対して、日比敏夫守口消防署長より感謝状が贈呈されました。
問 守口消防署
TEL 06-6993-0119

消費生活センターだより
眼鏡の形をした拡大鏡
眼鏡の形をしていても眼鏡ではありません
眼鏡の形をしていても眼鏡ではありません

【相談事例】

新聞の広告を見て眼鏡の上から装着ができ、両手が見えるという眼鏡の形をした拡大鏡を注文した。遠近両用の眼鏡の上にかけて使用したところ、広告の案内とは違い、手元がぼやける。大きく見るためには拡大鏡を手で持つて距離を調整しなければならぬ。広告のうたい文句とは違い納得できない。

【解説】

相談者が持参した眼鏡の形をした拡大鏡の取扱説明書には、拡大鏡であること、「見え方、焦点距離には個人差があります」との記載がありました。ま

た「着用時には鼻の先にずらして焦点距離を調整してください」「正しく検眼し作られた眼鏡の上から重ね掛けしてください」「運転時や歩行時は必ずはずしてください」など拡大鏡としての使用における注意事項も記載されていました。相談者は眼鏡の形をした拡大鏡を動かすことで焦点距離を調整しようとしていたことが分かり、取扱説明書通りに使用することで、相談者の問題は解決されました。

【アドバイス】

老眼鏡など眼鏡は焦点を合わせることを目的としたものですが、拡大鏡は物や文字を拡大する事を目的としたものです。眼鏡の形をした拡大鏡は、裸眼に比べて視野の中心部の文字ははっきり見えますが、その一方で、視野の周囲の文字がぼやけて見えます。視野

の周囲の文字がぼやけるのは拡大鏡の一般的な現象です。最近では、倍率を選べる拡大鏡もありますが、眼鏡の形をした拡大鏡は、個人用に調整された眼鏡ではないため、眼鏡と同等の使い勝手は期待できません。なお、老眼鏡など眼鏡の上から装着出来る拡大鏡もありますが、市販の簡易型の老眼鏡の上からかけた場合、良く見えないことがあります。

眼鏡の形をした拡大鏡は、あくまで拡大鏡であるということをよく理解した上で購入を検討しましょう。

問 消費生活センター 相談専用電話
TEL 06・6998・3600
平日の午前9時30分～午後4時30分
消費者ホットライン
TEL 局番なしの188
時 土・日、祝日は午前10時～午後4時

第46回さつき祭り

場 市役所1階正面玄関ロビー
時 5月21日(月)～25日(金)
出展作品を募集
対 市内在住・職の人の作品で、原則1人1点
申・問 5月9日(水)～16日(水)に公園課
TEL 06・6992・1701



市民相談(5月分)
祝日の相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階北エリア
市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

弁護士
毎週木曜日13:00～16:30
(1人30分・先着14人)
予 前日水曜日の13:00から
注 前日が休日の時は当日9:00から
司法書士※予
第2・3・4火曜日13:00～16:00
(1人25分・先着14人)

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

司法書士・土地家屋調査士※予
第2水曜日13:00～15:00
(1人30分・先着各4人)

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

税理士※予
第2金曜日13:00～16:00
(1人30分・先着6人)

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

行政書士※予
第1火曜日13:00～16:00
(1人30分・先着6人)

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予
第1火曜日13:00～16:00
(1人30分・先着6人)

※予 前週の実施日13:00から。受付が休日の時は翌開庁日の13:00から

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など
行政相談委員
第4火曜日10:00～12:00

予 電話で前日までに